

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、スーパーマーケット事業を営むA会社（以下「会社」という。）に雇用され、精肉担当として数店舗の異動を経て、平成〇年〇月〇日からはB所在の会社C店（以下「事業場」という。）に配属され、精肉の品出し、加工、仕込み及びパックの値付けなどの業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場の休憩室において昼食をとろうとして意識を失い、救急車でD病院に搬送され、「脳出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日付けで、監督署長に対し休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、各々、請求人に発症した疾病名は「脳出血」であり、発症日は平成〇年〇月〇日である旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、E及びF両医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人が、本件疾病の発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

(4) 請求人の労働時間についてみると、請求人は、会社退職後、約〇年を経過してから休業補償給付の支給請求を行い、この間に請求人の主張を証することができるとする関係資料を自ら廃棄した旨申述しているところ、請求人にはタイムカード、出勤簿という明確な労働時間を示す資料が会社提出の「就業週報」しか見当たらず、当該資料も記録されている期間が短いことから、審査官は、決定書に説示のとおり、請求人作成の「手帳」、「カレンダー」及び会社同僚労働者等の申述等により、可能な限り正確な把握に努めた上で、請求人の始業・

終業時間、休憩時間等を推計し、労働時間を算定しており、当審査会としても、審査官の認定した労働時間は妥当なものであると判断する。

なお、請求人は、請求人作成の「作業スケジュール表」を全面的に労働時間の算定に採用するべきであると主張するが、決定書に説示のとおり、当該資料が断片的であることに加え、そもそも、請求人が会社へ提出していた他の資料の記録とは不整合な記載内容が認められ、請求人の主張を採用することはできない。

(5) そこで、請求人の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況をみると、決定書に説示のとおりであり、当審査会としても、請求人は、発症に近接した時期において、日常業務に比して特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(6) 次に、請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間の就労状況をみると、発症前1か月間の時間外労働時間数は56時間17分であり、100時間には至らず、また、同期間における1か月間当たりの平均時間外労働時間は、発症前2か月間における66時間が最長であり、発症との関連が強いと評価される80時間には至っていない。また、請求人は、長年に亘り、スーパーマーケットにおける精肉担当業務に就いており、発症当時も当該業務を行っていたものであり、さらに、同僚の申述からは、喫煙所での喫煙等、適宜、休憩の機会も確保されていたことが伺える等の事情からみて、特に精神的緊張を伴う業務とは認められず、そのほか業務の過重性を評価すべき特段の事情も認められない。

したがって、当審査会としても、決定書に説示のとおり、請求人は、発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したものとは認められない。

(7) 業務以外の要因についてみると、請求人は、平成〇年〇月及び平成〇年〇月に健康診断を受診しており、当該健診結果はいずれも「血圧」について、所見が認められ、診察を必要とする診断結果であったことが認められるが、これ以後、健康診断の受診及び「血圧」の所見について、医療機関を受診した事実も認められない。

この点、Gは、要旨、「請求人は、健康診断を受診すれば、診断結果に基づく医療機関での診察や生活習慣に係る健康管理の改善について指摘を受けることになることから、健康診断の受診自体を避けている。」と述べているところ、

請求人も1日〇本程度の喫煙は認めており、また、Hは、要旨、「食肉担当部署の出入口にある喫煙所で、相当数の頻度で喫煙しており、その量は1日〇本程度に及んでいた。」との申述が認められ、請求人が、生活習慣に係る健康管理について、消極的な姿勢であったことが推認される。

- (8) 以上のことからすると、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。
- (9) このほかの請求人の主張についても子細に検討するも、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。
- (10) なお、請求人は、会社関係者は会社に都合の良い申述をしており、事実を語っておらず、さらに、退職者を含め関係者への調査を進めれば、請求人の主張に同意する者が存在する旨主張しているが、その主張は具体性に乏しく、同主張を裏付ける資料の提出もなされておらず、改めて、各関係者の申述を含む一件記録を精査したが、同主張を証明する客観的な事実は確認することができず、請求人の主張に首肯することは困難である。また、当審査会においては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分に斟酌してその採否を決定しており、本件についても、上記会社関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査したものであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。